

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則（昭和34年神奈川県規則第53号）の一部を次のように改正する。

第1条第4号から第6号までを削り、同条第7号中「第20条第1項」を「第16条第1項」に改め、同号を同条第4号とし、同条第8号を削り、同条第9号中「第21条第1項」を「第17条第1項」に改め、「、ふぐ加工製品の取扱い等をする施設」を削り、同号を同条第5号とし、同条第10号中「第22条の2第2項」を「第19条第2項」に改め、「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同号を同条第6号とし、同条第11号中「第23条第1項」を「第21条第1項」に改め、同号を同条第7号とし、同条第12号を削る。

第1条の2を削る。

第3条第2項各号を次のように改める。

- (1) 水産食品の衛生に関する知識
- (2) ふぐに関する一般知識
- (3) 条例及びこの規則に関すること。

第4条中「3月」を「6月」に改める。

第7条第1項第1号中「別表に掲げる都道府県の知事の発行した免許」を「条例第4条第2号の他の都道府県知事等の免許等」に、「ふぐの取扱いに関する」を「知事が適当と認める」に改め、同項第4号中「3月」を「6月」に改め、同条第2項を削る。

第12条第1項中「第22条の2」を「第17条」に改める。

第13条を次のように改める。

(知事が衛生上必要と認める事項)

第13条 条例第14条第1項第3号に規定する知事が衛生上必要と認める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) ふぐを凍結する場合は急速に行うこととし、その保管は摂氏零下18度以下の低温下で行うこと。

(2) ふぐを解凍する場合は、流水等を用いて迅速に行うこと。

(3) ふぐを解凍した後は直ちにふぐの処理をすることとし、再度の凍結は行わないこと。

第14条から第18条までを削る。

第19条の見出し中「失そう」を「失踪」に改め、同条中「第19条第1項」を「第15条第1項」に、「ふぐ包丁師死亡（失そう）届（第18号様式）」を「ふぐ包丁師死亡（失踪）届（第13号様式）」に改め、同条を第14条とする。

第20条中「第20条第1項」を「第16条第1項」に、「（第19号様式）」を「（第14号様式）」に改め、同条を第15条とする。

第21条を削る。

第22条中「第21条」を「第17条」に改め、同条を第16条とする。

第22条の2の見出し中「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同条各号列記以外の部分中「第22条の2第2項」を「第19条第2項」に改め、「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、「（第20号様式の2）」を「（第15号様式）」に改め、「又は届出施設」を削り、同条第1号中「又は業」及び「又は届出済書」を削り、同条第2号中「又は届出済書」及び「又はふぐ加工製品取扱者」を削り、同条第3号及び第4号中「又は届出済書」を削り、同条を第17条とする。

第23条第1項中「第26条」を「第24条」に改め、同条第2項中「（第21号様式）」を「（第16号様式）」に改め、同条を第18条とする。

第24条を第19条とする。

別表を削る。

第1号様式及び第2号様式中「3月」を「6月」に改める。

第6号様式を次のように改める。

第6号様式（第8条関係）（用紙 日本産業規格A4横長型）

ふぐ包丁師名簿				
氏名		生年月日	年 月 日	写真
旧姓又は通称名				
合格証書番号	第 号	合格者名簿 登載年月日	年 月 日	
免許番号	第 号	登録年月日	年 月 日	
記 事				備 考

第13号様式から第17号様式までを削る。

第18号様式中「（第19条関係）」を「（第14条関係）」に、「失そう」を「失踪」に改め、同様式を第13号様式とする。

第19号様式中「（第20条関係）」を「（第15条関係）」に改め、同様式を第14号様式とする。

第20号様式を削る。

第20号様式の2中「（第22条の2関係）」を「（第17条関係）」に改め、「（ふぐ加工製品の取扱い等）」、「（ふぐ加工製品取扱者）」及び「又は業」を削り、「認証（届出）施設」を「認証施設」に改め、「（届出済）」を削り、「認証（届出）年月日」を「認証年月日」に改め、「若しくは業」を削り、同様式を第15号様式とする。

第21号様式中「（第23条関係）」を「（第18条関係）」に改め、同様式を第16号様式と

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にされた改正前の第7条第1項の規定による免許の申請であつて、この規則の施行の際まだその処理がされていないものについては、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例の一部を改正する条例（令和6年神奈川県条例第21号）附則第2項の規定により同条例による改正後の神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例（昭和34年神奈川県条例第26号）第4条第2号に該当する者とみなされる者が同条の規定によりふぐ包丁師の免許を受けようとする場合における改正後の第7条（第4号に係る部分を除く。）の規定の適用については、なお従前の例による。
- 4 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。